

(注)名古屋地方裁判所一宮支部平成16年(ワ)第415号事件の判決(1審判決)のうち,6頁10行目から同9頁9行目までの部分(1審判決引用部分)を抜粋したものです。

争いのない事実,証拠(後記証拠の他,甲第1,第2号証,証人Fの証言,原告及び被告Aの各本人尋問の結果)及び弁論の全趣旨によれば,次の事実が認められ,同認定に反する被告Aの供述部分及び甲第6号証の記載部分は措信し難く,他に同認定を覆すに足りる証拠はない。

1 当事者等

(1) 原告(昭和57年 月 日生)は,高校を卒業してから1年間専門学校に通った後,昼間は歯医者に勤め,夜はキャバクラ「G」(その後「H」と改名)に勤務するようになり,本件事故当時,愛知県一宮市c 丁目 番 号所在のアパート(以下「原告旧宅」という。)で独り住まいをしていた。

(2) 原告の父であるBは,鉄工所である有限会社I(従業員は4人,以下「訴外会社」という。)を経営していて,同会社の事務所(住居も同所)は愛知県一宮市d 番地 があり,原告旧宅から自動車で30分ほど離れた場所にあった。本件車の所有名義はBであったが,主に訴外会社の仕事用に利用されていた。原告は,自分の仕事が休みのときは,本件車を使用して訴外会社の届け物等の仕事を手伝うこともしていた。なお,Bは,被告Aに対する面識はなかった。

(3) 被告A(昭和57年 月 日生)は,岐阜市にあるホストクラブ「J」に勤務し,岐阜市e 丁目 番地にあるホストクラブの寮(以下「被告宅」という。)に住んでいた。被告Aは,自動車の運転免許を有していなかったが,父親が運転するのを見たり,友人に教えてもらったりして,自

動車の運転操作は一応できる能力はあった（甲第6号証）。

2 原告と被告Aが事故現場に至るまでの経緯等

- (1) 被告Aは、平成13年9月ころ、客としてキャバクラ「H」を訪れ、キャバクラ嬢をしていた原告を知った。その後、原告が被告Aの勤務するホストクラブに客として数回通う等するうちに、両者は互いに携帯電話の番号を教え合う仲になり、原告は、被告Aが自動車の運転免許を有していないことも知った。
- (2) 被告Aは、平成14年2月10日ころ、客として訪れたキャバクラ「H」において、原告に対し、「来週の休みに遊びに行くか、飲みに行かないか」と誘い、原告もそれに応じる約束をしたが具体的な日時は決めなかった。
- (3) 被告Aは、平成14年2月18日午後10時ころ、原告に対し、電話で「一宮駅に電車で来ているから出てきてくれないか」と連絡した。原告は、その日、訴外会社の手伝いをしていたため実家にいたところ、前項の約束をした手前、ラフな服装のまま本件車を運転して被告AをJR尾張一宮駅まで迎えに行った。原告は、同駅南側にあるサンクスというコンビニエンス・ストア前で被告Aを乗せ、一旦、着替えのため原告旧宅に寄った上、前に行ったことのある本件バー（名古屋市b区f丁目番地所在）に向かった。
- (4) 原告と被告Aは、平成14年2月18日午後12時ころ、本件バーに到着し、カウンター席で飲酒を始めた。2人は、数時間かけて、ビール中瓶を10本位、カクテルを各五、六杯位、他に焼酎を飲んだが、原告は、以前交際していた先輩が同日訴外会社を辞めた悲しい出来事があったことから、普段より飲酒量が増え途中から寝込んでしまった。被告Aは、翌日午前4時ころ、原告を起こして帰宅しようと考え、カウンターの上にあった本件車のキー（原告携行のハンドバックの中に入っていた可能性もあ

る。)を使用して本件車を店の前に移動させた。

(5) 被告Aは、原告を起こそうとしたが泥酔していたため、被告Aの表現を借りれば、原告は「うっすら起きたという状態」で意識は回復しなかった。被告Aと本件バーの店長であるFは、原告を真ん中にして、2人が原告の両腕をそれぞれの肩に掛け、原告の両脇を支えてカウンター席から同店前に移動された本件車に運び、Fが原告を同車の助手席に乗せ、シートベルトを掛けた。

(6) 被告Aは、本件バー前の路上から原告が助手席に同乗する本件車を運転して、同店の直ぐ北側にある国道302号線に出、そこから国道22号線に入り(甲第5号証参照)、被告宅に向かった。被告Aは、その時刻に原告を原告旧宅に送り届けると、そこから被告宅に帰る交通手段がないため、まず被告宅に着いてから、そこで原告を起こして本件車で帰ってもらったつもりであった。被告Aが本件車を運転中、原告は寝ていて原告から道案内を受けたり、助言を受けることはなかった。なお、原告は、飲酒が原因で本件バーで寝てしまったが、酔いが醒め電車が動いているところに本件車を運転して帰宅するつもりであり、無免許である被告Aに本件車を運転させることは考えていなかった。

3 本件事故の状況等(甲第6号証)

(1) 事故現場の状況

本件事故現場は、愛知県一宮市の中心部に位置する国道22号線上にある本件交差点南方約16.1メートルの第3車線上で、同所付近は見通しが良く交通量の多い場所である。

(2) 本件事故の状況

被告Aは、制限速度を多少超える速度で本件車を運転走行中、本件事故の衝突地点から南方約57.9メートルの地点で脇見をし、同所から更に約34.4メートル走行した地点で停車中のC車に気付いたが間に合わず、

本件車の左前部をC車の右後部に追突させた。その結果，原告は顔面が出血する傷害を負った。

- 4 被告Aは，岐阜家庭裁判所において，本件事故（業務上過失傷害保護事件）につき，保護処分を受けた。